

契丹王朝の前中期における中華知識の受容

——漢文墓誌の典故使用を中心に——

鄧 子 琦

はじめに

契丹史研究において、石刻史料の活用が長く重視されてきた。特に、契丹王朝時代の墓誌は、当時の政治・社会・文化を知る上で不可欠な資料である。従来の研究では、墓誌に記された事実関係を文献史料と照合し、歴史的な事実を明らかにすることに主眼が置かれてきた。しかし、墓誌の史料としての役割は単なる史実の補完に留まるものではない。それは同時代の価値観・文化知識など、文字記録を超えた多様な情報を提供する可能性を秘めている。

張国慶は、契丹王朝の漢文墓誌に使われた典故に注目し、それらを整理・考察する中で、過褒の辞を慎重に扱う必要性を強調している¹⁾。確かに、これらの典故を「虚偽を排し真実を残す」という観点から検討することで、墓主やその関連する歴史的事実を補完する役割を果たすことができる。とはいえ、墓誌の典故による史実の記述は、事実と一定の距離があることも忘れてはならない。一方で、研究の焦点をこれらの典故そのものに向けることで、墓誌の書き手や読み手がどのような知識体系を共有していたのかを明らかにする新たな可能性が見えてくる。例えば、張国慶の研究で墓主の郡望を紹介する際の典故に触れ、契丹人の蕭氏がしばしば漢代の蕭何と関連付けられていることが指摘されている。この点は、契丹人の起源に関する議論に関わるものである²⁾。この説が必ずしも史実と合致するとは限らないものの、この事例を通して、当時の蕭氏が自らの先祖を蕭何とする漢代の歴史叙事について理解し、かつそれを認めていたことがわかる。契丹王朝の墓誌における典故³⁾の多くは、中華世界⁴⁾の文化的・歴史的背景に基づいている。これらは契丹王朝の官僚や貴族がどのような中華知識を持っていたかを映し出しており、その知識が契丹人や漢人の間でどのように共有され、またどのような文化的意義を持っていたのかを探る手がかりとなる。こうした視点から契丹王朝の墓誌を再評価することは、従来の史実補完の枠組みを超えて、新たな文化史的洞察を提供するものと考えられる。

本研究は、契丹王朝の前中期の漢文墓誌⁵⁾に使われた典故を整理および比較分析し、契丹人と漢人の墓誌の相違点や異なる時期における典故の使用状況とその動的な過程を明らかにすることを通じて、契丹王朝における中華知識の受容と活用の実態を探ることを目的とする。前中期の漢文墓誌を研究対象として選定したのは、契丹文字の解読が依然として困難であるという制約に加え、契丹王朝の後期には中華文化の受容がより深化していたため、文化受容の動的な過程を考察するには、前中期の資料がより適しているためである。この選定理由の詳細については第一章で詳述する。

武田和哉は、「このような国家およびその社会に関して、研究・理解を深める上では、胡族国家かあるいは中華王朝か、というような二者択一的で旧態依然とした視座に依拠するかぎりは、皮相的な理解にとどまらざるをえないのであり、新たな研究視点の形成が必要とされている」と展望した⁶⁾。本研究は、契丹王朝が中華文化圏の拡大においてどのように動的に変化したのかを理解す

るための新たな動的視点を提供し、契丹王朝が文化や知識の面で持つ多面的な性格の理解に寄与するものである。

一、契丹史研究と漢文墓誌

1、漢文墓誌の数量的分析と時期区分

契丹史研究は長らく多くの困難に直面してきた。その主な理由の一つは、文献記録の不足と偏りにある。『遼史』は契丹史研究における重要な史料であるが、成立が遅く、編纂過程には事実と異なる記録が含まれている場合があるため、史料解釈には多くの注意を払う必要がある⁷⁾。そのため、契丹史の一次史料としての墓誌が、契丹王朝の社会・文化・歴史を探るため、伝世史料を補完する存在として注目されるようになった。さらに、墓誌の独特な書式や内容を通じて、契丹王朝の社会の実態を明らかにする可能性をもたらしている。

墓誌を書くという風習は元来契丹人の文化には存在しなかったが、契丹人が中華文化の影響を受けるにつれて、漢人に倣ってこの風習が生まれた。契丹王朝の墓誌は主に漢文墓誌と契丹文墓誌に分けられる。漢文墓誌は数量が多く、墓主は主に漢人であるが、多くの契丹人も漢文墓誌を製作している。一方、契丹文墓誌の墓主はほとんどが契丹人である。両言語を刻んだ合璧墓誌も稀に存在している。しかし、愛新覚羅烏拉熙春は、「契丹文が表現するものは、契丹人自身の世界であるが、漢文が表現するものは、契丹人が漢人に見せた別の一個の世界だったのである」と指摘しており⁸⁾、両者の性格の違いを示唆している。特に契丹文については、大竹昌巳が述べているように、「契丹文の読解は依然初歩的な段階にあり、意が十分に理解できていない部分も多い」という現状にある⁹⁾。合璧墓誌は両言語での記述内容の比較という点で、契丹人の中国文化受容や自己認識の様相を考察する上で貴重な可能性を秘めているものの、上述した契丹文の解読の困難さに加え、その絶対数が非常に限られるため、現段階でこれらの資料を用いた網羅的あるいは詳細な比較分析を行うことは難しい。そのため、本稿では主に漢文墓誌を中心に議論を進めていく。

契丹王朝の漢文墓誌の整理作業については、多くの先行研究者による努力が積み重ねられてきた¹⁰⁾。本稿では、先行研究者による整理を基に、おおよそ 230 件の漢文墓誌について簡単なデータ分析を行った。以下に、10 年ごとに集計した墓誌の数量推移を示す図表を作成する。ただし、時期不明の墓誌については計算に含めていない。また、仏教塔銘や僧侶墓誌は、その内容が主に仏教の教義や僧侶の事績に関連する語彙や典故で構成されており、本稿で考察する中華世界の儒教経典・史書・文学作品由来の「中華典故」とは異なる性質を持つため、分析対象から除外した。

五代時期においては、ソグド人を代表とする胡人の南遷と漢族との融合が進み、胡人は「胡を漢に変える」という過程を経験した¹¹⁾。その結果、胡人と漢人の境界は次第に曖昧になり¹²⁾、この時期の胡人が持つ中華世界に対する知識は、漢人との間にほとんど差異がなくなり、区別する必要がないと考えられる。したがって、本稿では統一して漢人として統計を行う。また、契丹人と同類と見なされていた奚人についても、契丹人として統計に含めている。

図表から示される墓誌の数量および契丹人と漢人の割合は、注目に値する重要な特徴である。この二つ特徴を基に、大きく四つの時期に区分できる。まず、聖宗朝以前（980 年代以前）では墓誌の数量自体が少なく、特に契丹人の墓誌は極めて稀である。次に、聖宗朝および興宗朝（980 年代から

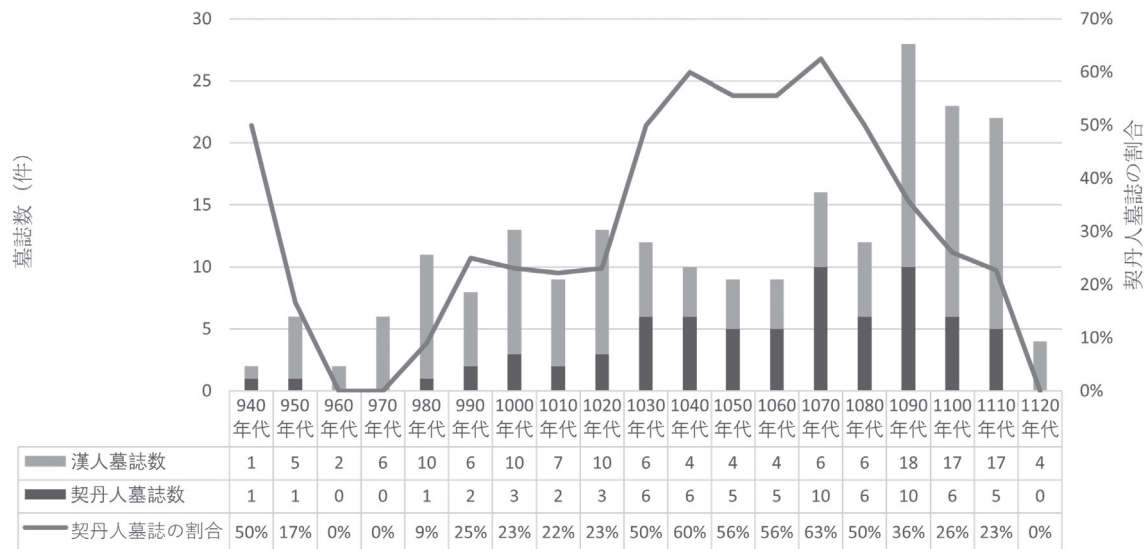


図1 契丹王朝の漢文墓誌の数量推移

1050年代まで)では墓誌の総数は安定しているが、契丹人の墓誌の割合が明らかに増加し、契丹人の文化に関する記録が顕著になる。道宗朝(1060年代から1090年代まで)には墓誌の数量が大幅に増加し、特に漢人墓誌の増加が著しい。この時期には、漢人墓誌の数量が契丹人を上回る状況が見られる。そして、天祚朝(1100年代以降)になると墓誌の数量が急激に減少し、この変化は契丹王朝末期の政治的動揺や社会構造の変化を反映している可能性がある。

本稿では、特に前中期(太宗から興宗までの時期)に焦点を当てる。この図表から、この時期に墓誌の数が増加し、契丹人墓誌が全体に占める割合も増加して時には漢人墓誌を上回っていることが確認でき、中華文化の受容がこの時期に急速に進んだことを示唆している。このことは、契丹王朝が中華文化の影響を受けながら、「遼文化圏」¹³⁾という自らの文化的アイデンティティを形成していく過程を反映していると考えられる。特に、聖宗から興宗にかけての時期は、契丹王朝が中華文化を受容し、その影響を安定的に取り入れた重要な段階である。興宗以降の契丹王朝は中華文化の受容において、質的な変化を遂げ、新たな段階に入ったと見なされる¹⁴⁾。古松崇志は、「十一世紀半ば以後の契丹は、建国以来の騎馬軍勢力を中核とする遊牧王朝の国制を維持しつつも、中国本土からもたらされた中華思想や華夷思想をその王権のなかに包摂していったとみることができる」と指摘している¹⁵⁾。この時期から、契丹人は自らを中華と同等と見なし、契丹人以外の少数民族を夷狄とみなすようになった¹⁶⁾。しかし、前中期の具体的な変化については、墓誌の出土が偶然に左右される部分が多く、また現存する前中期の墓誌の数も限られているため、データ分析だけでは十分な判断ができず、墓誌のテキスト自体に立ち戻って考察する必要がある。このように考察することで、契丹王朝における中華文化の影響の実態や、契丹人と漢人の文化的交流の実相を明らかにすることができるであろう。

2、漢文墓誌の比較研究の視角

墓誌の役割は、墓主の生涯を記録することであるが、その存在意義は墓主自身のためだけではなく、「生きた人間の関心事」でもある¹⁷⁾。墓誌の内容は、遺族と書き手の間の調和によって生まれ

るものであり¹⁸⁾、そのため墓誌における典故は単なる文学的表現ではなく、当時の書き手と読み手が共有していた知識に対応している必要がある。墓誌に用いられた典故に基づく知識は、その時代における中華歴史の認識を反映している。

中原地域の墓誌と比較すると、契丹王朝の墓誌には二つの特異な点がある。一つは契丹文墓誌の存在であり、もう一つは、墓主が契丹人と漢人に分かれ、それぞれ中華世界に対する認識が異なる点である。契丹文墓誌については、前述の通り、その完全な解明は依然困難であり、特に契丹王朝の前中期においては契丹文墓誌の数が非常に限られている。そのため、本稿では漢文墓誌を議論の対象として選んだ。また、大竹昌巳の研究では、道宗朝以降の契丹王朝の後期における契丹文墓誌に見られる中華典故について整理が行われており¹⁹⁾、この時期には中華世界の典故や知識が契丹人の認識に浸透し、文化の一部となったことが示されている。したがって、本稿では前中期における状況に焦点を当てることで、契丹人の中華知識の受容過程を全体的に把握する一助とする。

第二の点について、張国慶による典故研究を含む多くの契丹王朝の墓誌研究では、契丹人と漢人の墓誌が区別されておらず、異なる民族的背景を持つ墓誌が含む多層的な情報、例えば歴史認識・文化受容などが十分に検討されていない²⁰⁾。しかし、墓主の民族的なアイデンティティは墓誌の内容や書式に大きな影響を与えるものであり、これらの違いは契丹王朝の多文化的側面や知識体系を理解する上で極めて重要である。本稿では、墓主の民族を明確にした上で、それらの違いを探究し、契丹王朝と中華文化との動的な関係を再評価することを目指す。

契丹王朝の前中期における典故使用状況の変化を探るためには、この時期を前期と中期に区分する必要がある。特に、前述の墓誌数量の推移図からも明らかなように、契丹王朝の漢文墓誌は聖宗朝以降に急増し、それ以前の墓誌は非常に少ない。そのため、この時期の文化史的な背景を考慮しつつ、漢文墓誌を分析することが求められる。

契丹王朝の文化史の区分については、様々な研究者が異なる視点から議論を行っている。姚從吾は、契丹王朝の文化史を「漢番兼容時期」(938-1004)と「擇善而從時期」(1004-1125)の二期に区分し、前者は遊牧文化と中華文化の並存段階、後者は両文化の合流を特徴とする時期と位置づけた²¹⁾。また、田村實造は、世宗・穆宗・景宗三代を「遼文化」の醸成が始まる時期とし、澶淵の盟約(1004年)以降の約百年間を、北宋文化の流入と「遼文化圏」の形成が進んだ盛世期と見なしている²²⁾。このように、多くの研究では、契丹王朝の文化史を1004年の澶淵の盟を境界として二分することが一般的である。澶淵の盟以前は、契丹王朝が自身の遊牧文化を維持しながら中華文化を初歩的に受容していた段階であり、澶淵の盟以後は、契丹王朝と宋王朝が相対的に平等かつ平和な関係を築き、北宋文化の影響を受けながら「遼文化圏」が形成された段階になった。本稿では、契丹王朝の墓誌を澶淵の盟を区切りとして前期と中期に区分し、それぞれの時期における典故の使用状況を検討する。ただし、墓誌の作成におけるタイムラグや地域差を考慮すると、澶淵の盟を厳密な境界線としてではなく、あくまで大まかな目安として捉えるべきである。

前期には、契丹王朝が幽雲十六州²³⁾を占領したことは、契丹王朝の文化の発展において重大な役割を果たしたと考えられる。この占領によって契丹王朝が得たのは、単なる領土だけでなく、河北地域の文化的影響も受けた²⁴⁾。実際に、河北地域は契丹王朝の興中府(今遼寧省朝陽市)や上京臨潢府・中京大定府(今内モンゴル自治区赤峰市)に次いで、契丹人の墓誌が多く出土している地域である。そして、契丹王朝が940年代に幽雲十六州を占領した時期には、契丹王朝の領域内、特に契丹人の

間で墓誌を書く風習が現れ始めていたことが確認されている。このことは、契丹人が地域文化の影響を受けながら中華文化を受容し、墓誌という形でそれを表現したことを示す重要な証拠となる。

契丹人の漢文墓誌は、全体の漢文墓誌の約三分の一を占める。しかし、これらの墓誌の書き手はすべて漢人であった。この点から、漢文墓誌の典故がどの程度まで契丹人自身の中華世界に対する歴史知識を反映しているのかを慎重に検討する必要がある。

まず、第三章第二節の比較からも明らかなように、同時期に作成された契丹人墓誌と漢人墓誌の間には明確な違いが見られる。書き手が漢人であったとしても、墓誌は一樣に書かれているわけではない。同じ書き手でも、漢人墓誌では多くの典故が引用されるのに対し、身分の高い契丹人の墓誌では典故が慎重に行われている。例えば、楊佖が撰した墓誌の中で、契丹人と漢人の墓誌における典故の使用には明確な差異が見られる。楊佖が重熙二十二年（1053年）に作成した042「張儉墓誌」では、大量の中華典故が引用されている²⁵⁾。重熙十四年（1045年）の040「秦国太妃耶律氏墓誌」においては、典故の使用が明らかに抑制されており、これは契丹人の墓誌として特筆されると考えられる²⁶⁾。現存資料からは楊佖と喪家との具体的な関係を明確にすることは困難であるが、墓誌における典故の使用は、喪家の感情や知識状況を考慮して慎重に調整されていると推測される。特に、契丹人の場合、中華世界に対する理解が漢人と異なっていた可能性があり、典故の多用が契丹人に誤解や違和感を与えることを避ける意図があったとも考えられる。

さらに、墓誌に見られる典故は、契丹人の中華世界に対する歴史知識そのものを直接反映するものではなく、あくまで漢人墓誌と契丹人墓誌の比較や、異なる時期の契丹人墓誌間の比較といった相対的な分析を通じて、その知識がどのように変化したかを捉えることに主眼を置いている。契丹史研究の大きな課題の一つは、契丹人自身による歴史記録が乏しく、研究の多くが漢文史料に依拠せざるを得ない点にある。このため、契丹人に関する記述は後世の漢人による視点を免れず、認識の偏りを考慮する必要がある²⁷⁾。しかし、墓誌は編纂された史書とは異なり、当時の社会状況や喪家の意向、さらには執筆時点での知識状況を直接反映する一次史料である。特に、契丹人墓誌に見られる典故の傾向を詳細に分析することで、彼らがどのように中華知識を受容し、いかなる変容を遂げたのかを明らかにすることができる。

二、漢人墓誌における典故の使用

1、漢人墓誌の典故の使用場面

前述したように、漢人墓誌と契丹人墓誌を区別した上で比較検討を行う必要がある。そのため、まず漢文墓誌における典故使用の状況を明確にしておくことが重要となる。本節では、漢文墓誌において典故が用いられる場面について概観する。張国慶は契丹王朝の墓誌における典故の使用場面について整理と考察を行っているが²⁸⁾、本稿では、先行研究を踏まえつつ、典故使用の全体像をより明確に把握し、後続の契丹人墓誌との比較分析を円滑に進めるために、改めて漢文墓誌における典故使用の場面を検討する。張国慶は契丹王朝の墓誌における典故の使用場面を四つに分類しているが、本稿では、典故の形容対象に着目し、そのうち「品行を讃える」と「才能を稱える」が墓主自身を対象とする点で共通することから、これらを統合した以下の三類型として考察を進める。

1) 系譜記述の場面

系譜記述の場面では、墓主の出身や家族背景、祖先の歴史を記録する際に典故が使用される。墓誌の冒頭部分に特に多く見られ、墓主やその家族の社会的地位や名声を強調する手段として機能する。具体的な例として、王姓を祖先とする二つの墓誌を見てみよう。006「王仲福墓誌」(応暦十七年〔967年〕)中では、その王姓の来源を「其先出自姬姓，周靈王子晉以正諫被黜」のように追溯している。一方、022「王悦墓誌」(統和二十三年〔1005年〕)中では、「殷王子比干爲紂所害，子孫以王者之後，因而稱氏」と叙述されている。同様に王姓を祖先としながらも、異なる家系が、歴史典故を引用することによって、それぞれの異なった家族来源を闡明していることがわかる。

注目すべきは、これらの典故に内在する悲劇性である。王子晋は直諫によって黜けられ、比干もまた直諫が原因で紂王に殺された。両者とも、その忠直ゆえに悲運を辿ることとなった。これらの典故は、単に王室後裔という高貴な出自を示すだけでなく、高貴な身分であっても運命に翻弄され、忠直が時として悲劇を招くことを示唆していると言えよう。この悲劇性は墓誌の基調と合致し、家族の歴史における苦難を反映している。このように、典故は出自の権威付けや家系の誇示に加え、家族の苦難と忠直の精神を伝え、墓誌に歴史的深みと人文的意義を与えているのである。

2) 事跡描写の場面

事跡描写の典故は、墓誌に記録された具体的な出来事や業績を描写する際に用いられ、墓主の生涯における重要な場면을説明する際、関連する歴史的な逸話や故事を引用することで、単なる事実の記録を超え、叙述に文学的な深みを加える。

具体的な例を見ていこう。まず、008「耿崇美墓誌」(保寧二年〔970年〕)には「虚求扁鵲，漫訪醫和」とある。扁鵲と醫和は、春秋と戦国時代の名医として知られる。この典故は、墓主が病に伏し、医者を求めたという場面において、医療に関連する故事を引用することで、その状況をより印象的に描写している。単に医者を求めたという事実を述べるだけでなく、古代の名医の名を挙げることで、墓主の病状の深刻さや、周囲が治療に尽力した様子を暗示していると言えるであろう。

次に、009「王守謙墓誌」(保寧八年〔976年〕)には、「特新密賤之堂，悉去宰予之木，庭廡改觀，考課居最」と記されている。宓子賤と宰予は、春秋時代の孔子の弟子である。宓子賤は魯の単父の宰となり善政を敷いたことで知られ、宰予は昼寝をして孔子に叱責されたという逸話が残っている。この典故は、建築物の改修という事柄を通じて、官吏としての実績を形容していると考えられる。すなわち、宓子賤の善政を象徴する「堂」を新たに設け、宰予の怠惰を象徴する「木」を取り除くことで、墓主の業績が優れていることを間接的に示しているのである。

このように、事跡描写における典故の使用は、単なる事実の記録に留まらず、歴史的な背景や象徴性を付与し、叙述に深みと含蓄を与える効果を持っている。

3) 人物関連の場面

人物関連の典故は、墓主自身または関連する人物の品格や才能、功績を称賛するために用いられ、特に墓主が歴史上の著名人と比較される場面が多く見られる。これは、特筆すべき点を、広く知られた歴史上の人物を通して強調することで、関連する人物の偉大な人物像を際立たせようとしたものと考えられる。このような典故の使用は、最も多く見られる用法の一つである。

以下、具体例を通して見ていく。まず、016「石延煦墓誌」(統和五年〔987年〕)には「比飯之義無私，掛劍之孚有在」とある。「比飯之義」は戦国時代の孟嘗君が客人を分け隔てなく扱った故事であ

り、「掛劍之孚」は春秋時代の季札が徐君との約束を守り、劍を墓前に掛けた故事に由来する。五代後晋の皇帝、石敬瑭を祖父に持つという高貴な家柄を背景に、これらの典故を用いることは、墓主の公正無私な人柄と信義を重んじる高潔な品格を際立たせようとする意図の表れと言えるであろう。

そして、031「李紹俞墓誌」（太平六年〔1026年〕）には「論文則僕視曹劉，講武則奴窺信布」と記されている。この表現に登場する曹劉は、三国時代の文人である曹植と建安七子の一人である劉楨を指し、両者は文学的才能で高く評価された人物である。一方、韓信と英布は秦末の武将であり、それぞれ卓越した軍事能力で知られている。この典故は、墓主の文学的才能が曹植や劉楨を軽視し、軍事能力においても韓信や英布を見下すほどであったことを暗示していると解釈できる。文武両道を強調するこのような修辭は、墓主の卓越した能力を顕彰するために用いられたと考えられる。

このように、人物関連の典故は、墓主や家族の品格や才能、功績を歴史上の人物と比較することで、より鮮明に、かつ印象的に表現する役割を果たしている。これは、短い文章の中で、顕彰される人物の優れた点を効果的に伝えるための有効な手段と言えよう。

以上、三つの場面を通して、漢人墓誌における典故使用の多様な機能が明らかになった。これらの場面は、それぞれ固有の目的意識を持って典故を活用しており、墓主の出自を飾る権威付け、人生における重要な出来事への象徴的な意味付与、そして何より人物像の卓越性を際立たせるという多層的な役割を担っていると言えよう。次節では、これらの場면을踏まえ、漢人墓誌における典故の具体的な特徴をさらに詳しく見ていくことにする。

2、漢人墓誌の典故の多様性

1) 歴史的人物像の多層的表象

漢文墓誌において典故が用いられる際、注目すべき点の一つは、典故に登場する歴史人物の身分の多様性である。これらの人物は、君主から武将・文臣・学者・文人、さらには女性に至るまで、多岐にわたる階層を代表している。このような多様な身分の人物が典故として用いられることは、墓誌が伝えようとするメッセージに多層的な意味合いを与えていると言える。以下、具体的な史料を通して、この点を詳しく見ていきたい。

君主の表象について、023「常遵化墓誌」（統和二十六年〔1008年〕）には、「詳夫夏禹方興，秦嬰不道」とある。ここでは、夏の禹王と秦の子嬰が対比的に用いられている。禹は夏の創始者であり、治水事業などで知られる名君であるのに対し、子嬰は秦の最後の君主であり、短期間で王朝を滅亡させた人物である。この対比は、墓誌において系譜記述の場面で使用されている。禹のような創業の祖の興隆と、子嬰のような末代の君主の衰亡という対比は、王朝の盛衰、治世の善し悪しといった、君主に関連する歴史的教訓を想起させ、家族の歴史をそのような大きな歴史の流れの中に位置づけようとする意図が読み取れる。

武将の表象について、031「李紹俞墓誌」（太平六年〔1026年〕）には、「草中疑虎，廣標善射之名。河上初詩，陵普閑吟之興。世濟其美，和而不同」とある。ここでは、前漢の武将である李広と李陵が典故として用いられている。李広は弓の名手として知られ、李陵は匈奴との戦いで捕虜となった悲劇の将として知られる。この典故は、系譜記述の場面で使用されている点が重要である。李広と李陵はともに前漢において匈奴との戦いで活躍した武将であり、中原地域の墓誌では匈奴が契丹人を指す隠喩として用いられることがあった²⁹⁾。しかし、本墓誌の墓主一族は代々契丹王朝に仕えて

おり、契丹人に対して強い敵意を持つ必要がない。そのため、典故の後に「世濟其美，和而不同」という言葉が添えられている。これは、李広と李陵の武勇を受け継ぎつつ、契丹王朝への忠心を示す意図を表していると解釈できる。つまり、この典故は、歴史と現在、そして家族のアイデンティティを結びつける多層的な表現として機能しているのである。

文臣の表象について、042「張儉墓誌」（重熙二十二年〔1053年〕）には、「昔伊尹格於皇天，周公光於四海……于公治獄，但肆陰功。叔敖惠人，詎求陽報」とある。ここでは、商の伊尹と周の周公旦が典故として用いられている。彼らはその賢明な行動によって社会に貢献し、天下を安定させた賢臣として知られる。また、漢代の官員である于公や、春秋時期楚国の名相である孫叔敖も引用されており、彼らが積み重ねた徳行と奉仕精神が強調されている。これらの典故の使用は、これらの賢臣たちのように、忠実かつ無私の心で社会に貢献した人物であったことを表象していると考えられる。

学者・文人の表象について、030「宋匡世墓誌」（太平六年〔1026年〕）では、「耆學則融玄讓奧，屬詞則舒向稱奇」とあり、漢代の大学者である馬融と鄭玄、及び董仲舒と劉向が典故として用いられている。この典故の使用は、墓主の知的な側面を強調し、その文化的素養の高さを後世に伝えようとする意図が込められていると考えられる。そして、020「高嵩墓誌」（統和十八年〔1000年〕）では、「長卿之眼目流電，右軍之聲音若鐘」とあり、前漢の文人である司馬相如と、東晋の書家である王羲之といった文人・書家が典故として用いられている。これらの典故の使用は、単に墓主の個人的な様子を示すだけでなく、当時の文化的な価値観や知識人の理想像を反映しているのである。

女性の表象について、028「韓紹娣墓誌」（太平二年〔1022年〕）には、「温懷班女之誠，麗蘊潘妃之質」とある。ここでは、後漢の班昭と南朝齊の潘妃の典故を用いて墓主の妻を形容している。この典故の使用は、女性の徳行や容姿など、女性に関連する様々な側面を表象していると考えられる。

このように、漢文墓誌に用いられる典故には、君主・武将・文臣・学者・文人・女性といった多様な身分の歴史人物が登場する。これらの人物像は、単なる過去の出来事を伝えるだけでなく、墓主や家族の人物像を多角的に描き出し、その生涯や業績に意味を与え、後世に記憶を伝えるという重要な役割を果たしている。典故に登場する人物像は、顕彰される人物と重ね合わされ、理想化されたり、教訓として示されたりすることで、墓誌の表現に深みと奥行きを与えているのである。

漢文墓誌において、典故に登場する歴史人物は多岐にわたるが、中でも特に頻繁に見られるのが孔子と諸葛亮である。彼らはそれぞれ異なる側面から墓誌の表現に影響を与えており、当時の人々の歴史観や価値観を反映していると言える。

諸葛亮は、その卓越した才能によって、中国史上屈指の賢臣として広く知られている。漢人墓誌においても、彼の存在は特別な意味を持っており、その典故は枚挙に暇がないほど頻繁に見られる。これは、諸葛亮が単に歴史上の人物としてだけでなく、後世の人々にとって様々な意味を持つ象徴として捉えられていたことを示している。例えば、014「韓匡嗣墓誌」（統和三年〔985年〕）³⁰⁾には、「參謀萬務，葛亮成佐命之功」と記されており、これは墓主の父である韓知古に対する評価として用いられている。この記述は、蜀漢において諸葛亮が後主を補佐し、尽力した功績を典拠としている。諸葛亮が優れた能力を発揮し、国家の基盤を支えたように、墓誌は韓知古も諸葛亮の蜀漢における役割に匹敵することを示唆している。さらに注目すべきは、026「韓佚妻王氏墓誌」（統和二十九年〔1011年〕）における諸葛亮の引用のされ方である。この墓誌には、韓佚が子のない妻を慰める際に、「又曾覽蜀志，見葛亮無子，亦用兄子伯松以嗣之」と述べられている。ここでは、諸葛

亮が生活の模範として引用されており、その価値観が女性にも共有されていたことがわかる。単なる軍略家・政治家としてではなく、日常的な倫理観の指標としても認識されていた点は重要である。これは、諸葛亮に対する多面的な評価を考察する上で示唆に富む事例といえよう。

孔子は、儒家の祖として、中国思想史において絶大な影響力を持つ人物である。漢人墓誌においても、孔子およびその弟子の典故は頻繁に用いられている。021「劉鑄墓誌」(統和十八年〔1000年〕)には、「涉獵六籍，承宣尼之庭訓。周旋五善，得養由之射法」とあり、孔子の教えと春秋時代の養由基の武芸を並列することで、墓主が文武両道に秀でていたことを表現している。また、010「王裕墓誌」(乾亨三年〔981年〕)には、「雖顔閔之詩書，良平之智計，無以過也。」とあり、孔子の弟子である顔回・閔子騫と前漢の張良・陳平の例を用いて、墓主が学問に優れていたことを表現している。さらに、041「王澤墓誌」(重熙二十二年〔1053年〕)では、「馬氏五常，擅最良之譽。孔堂十哲，有睹奧之稱」とあり、蜀の馬氏兄弟と孔子の十人の高弟を並置することで、優れた人物たちの集団を称えている。また、墓誌において孔子の典故を引用する際に、老子や莊子も併せて言及される。例えば、011「劉繼文墓誌」(乾亨三年〔981年〕)の「丘懷逝水之悲，聃起患身之嘆」や、037「張思忠墓誌」(重熙八年〔1039年〕)の「藏舟發歎於莊生，壞木興歌於尼父」などがある。これらの事例から、孔子およびその弟子たちの典故は、学識・道德・人生観など、多岐にわたる側面を表象するために用いられていることがわかる。

漢人墓誌において典故に登場する歴史人物は、君主から女性に至るまで多岐にわたり、その表象は多層的様相を呈している。個々の人物像は、墓主や家族の身分や境遇・称揚すべき特質に応じて取捨選択され、時には複数の人物像を組み合わせることによって、より複雑な意味的重層性が付与される。これらの事例群から明らかなように、典故は単に過去の事象を伝達するのみならず、当該時期の文化的価値観や理想像を反映しつつ、顕彰される人物の人物像を多角的に形象化し、その生涯や事績に意義を付与し、後世への記憶伝達という重要な役割を担っていることが看取される。

2) 歴史的時間の射程

漢人墓誌に用いられる典故は、参照する歴史的時間の射程が極めて広範囲に及ぶという顕著な特徴を持つ。この広範な時間的射程は、後続の章で分析する前期契丹人墓誌における典故の使用状況との比較において、重要な対照軸を形成する。本節では、漢文墓誌における典故が示す歴史的時間の広がりをもとに考察する。

005「趙德鈞妻种氏墓誌」(応暦八年〔958年〕)には、「苗而不秀，徒興子雲之悲。逝者如斯，共結宣尼之歎……陶侃宅内，既觀客吊之言。劉瓛墓中，共表妻尊之美」とあり、前漢の揚雄・春秋の孔子・東晋の陶侃・南齊の劉瓛といった、異なる時代に生きた人物が引用されている。この典故の使用は、前漢から南齊に至るまでの歴史的人物を網羅し、それらを追悼表現に活用していることを示している。また、012「許從贊暨妻康氏墓誌」(乾亨四年〔982年〕)には、「太嶽佐堯而有功，文叔事周而封許」と記されている。これは、伝説時代の堯に仕えた太嶽伯夷や、西周時代に許国に封じられた許文叔に言及したものである。このような系譜記述は、伝説時代から広範な時間軸を含む典故を使用し、墓主の家系を歴史的起源に結びつけることで、その高貴な出自と長い伝統を強調している。さらに、漢人墓誌における典故の使用は、唐代の人物にも及んでいる。例えば、030「宋匡世墓誌」(太平六年〔1026年〕)には、「虞世南之五絶，筆翰尤精。劉道民之百函，書數兼妙」と記されており、唐の書家・政治家である虞世南と、東晋末期に劉裕に仕えた政治家劉穆之の典故が引用さ

れている。このような例から、漢人墓誌が伝説時代から唐代に至る広範な歴史的時間軸を包含していることがわかる。

そして、038「趙爲幹墓誌」（重熙八年〔1039年〕）には、「以謂塞外宣威，雖資李牧。關東布政，克籍寇恂……同賈宗之彰德，理去襜帷。體廉范之移風，歌聞襦褲……尼父夢凶，但發壞梁之歎。庾公情殞，更留埋玉之言」と記されている。この記述では、春秋時代の孔子、戦国時代の李牧、後漢の寇恂・賈宗・廉范、東晋の庾亮といった人物の典故が用いられている。これらの典故は歴史的時間の広がりを持ちながらも、漢代を中心としており、漢代の人物が特に突出して使用される傾向が見られる。この傾向は、当時の人々が漢代を文化的規範として認識し、その人物像を評価基準として重視していたことを示していると言えよう。また、010「王裕墓誌」（乾亨三年〔981年〕）には、「協契非人，劉表□漢南之□。託身得地，竇融成河左之功。……豪氣相高，□班超之投筆。雄材自負，笑李廣之不□」とあり、前漢の李広、後漢の劉表・竇融・班超といった人物が引用され、漢代の人物が特に集中して登場している。この事実は、漢代典故が特別な地位を持ち、墓誌表現において重要な歴史的参照枠となっていたことを物語っている。

以上の分析から明らかなように、漢人墓誌に用いられる典故は、伝説時代から唐代に至るまで、極めて広範な時間的射程を持つ。とりわけ、漢代の人物に関する典故の使用が顕著である点は注目し得る。このような時間的広がり、墓誌典故に歴史的深みを与えるとともに、契丹王朝における中華文化の受容のあり方を具体的に示している。

3、典故使用の維持

漢人墓誌における典故の使用は、単なる形式的な表現にとどまらず、長期にわたる執筆習俗の継承と、地域を超えた価値観の共有を示す重要な指標である。本小節では、典故の使用における言語や習慣が、時代や地域を超えてどのように維持され、継承されていったのかを考察する。これにより、次章で取り上げる契丹人墓誌との比較研究において、基盤となる視座を提供するものである。

まず、墓誌執筆の習俗が長期にわたり継承されていることを示す事例として、同一の典故表現が複数の墓誌に繰り返し用いられている点が挙げられる。010「王裕墓誌」（乾亨三年〔981年〕）と015「王瓚墓誌」（統和三年〔985年〕）両墓誌は、いずれも董晟によって執筆され、出土地も遼寧の喀左と同一である。「涓濱入兆，是定牧野之師。圯上授書，早決鴻溝之策」という全く同じ表現が用いられている。同一表現が四年という短期間に繰り返し用いられている事実は、墓誌文体が定式化していたことを強く示唆する。さらに重要な点は、同一の表現も、より長い時間間隔を置いて、異なる墓誌に用いられている事例が存在することである。019「韓德威墓誌」（統和十五年〔997年〕）と032「耶律遂正墓誌」（太平七年〔1027年〕）では、「絶曾子之漿，泣高柴之血」という同一の表現が見られる。二人は共に韓氏一族の成員であり、両者の墓誌の年代差は三十年に及ぶ。この事実は、漢人墓誌が独立した事例としてではなく、長期にわたる習俗、すなわち定式化された表現を用いた墓誌執筆の習俗が存在していたことを強く示唆する³¹⁾。

次に、前期および中期の漢人墓誌において、典故に登場する人物の多様性とその時間的射程の広さが一貫して維持されている。前述の分析で示された用例は、前期・中期の墓誌の事例を網羅しており、この特徴が時期を問わず見られることを裏付けている。これは、時代が変化しても、典故を通して示される歴史観や価値観が大きく変わらなかったことを意味する。同時に、これらの特徴

は五代の墓誌においても確認できる。例えば、後唐の001「李茂貞墓誌」（同光三年〔925年〕）には、「留侯借筴，果裨創業之君。謝傳圍碁，允贊中興之主」とあり、前漢の張良と東晋の謝安という典故を使用している。前述の分析において、孔子の弟子や諸葛亮といった人物が典故として頻繁に用いられることを指摘したが、これは五代の墓誌においても同様に見られる。例えば、後周の004「李彝謹墓誌」（広順二年〔952年〕）には、「喜怒不形於容色，豈讓於顔子淵。絲毫盡繫於心神，有同於諸葛亮」とあり、孔子の弟子と諸葛亮という典故を使用している。契丹王朝の墓誌における典故の使用は、同時期の中原地域ほど多様ではないものの、その傾向は地域を超えて共有されていたことを示唆している。

さらに、これまで度々言及してきた韓氏一族について、特筆すべき点がある。昌黎韓氏出身の韓知古の一族は、初代の韓知古が契丹太祖を補佐して契丹王朝を樹立した頃から、子孫が契丹王朝の高官を歴任し、姓を「耶律」に改めた一族である。上世紀末以降、韓氏一族の墓誌が多数出土したことにより、韓氏一族七代にわたる契丹王朝での事績を辿ることが可能となり、多くの研究が蓄積されてきた³²⁾。王玉亭の論文において、韓氏一族の姓氏・婚姻・為官などの考察から、「韓氏一族の三代目から、もはやこの一族を漢人とみなすことはできない」と結論づけている。

しかし、墓誌の書写状況から判断すると、韓氏一族の三代目の墓誌を契丹人の墓誌と断定するには、なお慎重な検討が必要である。三代目の墓誌における典故使用の状況は、本章で考察してきた漢人墓誌の典故使用の特徴と合致する点が多々見られる。例えば、019「韓德威墓誌」（統和十五年〔997年〕）には、「自非蘊經文緯武之才，立謨禹相湯之業……員半千三陣，孰測深機。諸葛亮七擒，咸欽秘略……孫武之戮宮娥，先嚴軍令。陳安之撫戰士，終得人心」と記されており、夏朝の禹・商朝の湯から始まり、春秋の孫武・三国の諸葛亮・西晋の陳安・唐朝の員半千に至るまで、中国史上の各時代を代表する人物が典故として用いられている。このような典故の使用は、墓誌が夏商の君主から唐代の人物までを含む広範な時間軸に依拠し、墓主の多面的な評価に貢献していることを物語っている。また、孔子およびその弟子の典故が頻繁に用いられている点も同様である。013「韓德昌墓誌」（統和三年〔985年〕）では、「顔回短命，俄興不秀之悲」とあり、顔回は早世の象徴として用いられている。

これらの特徴は、韓氏一族の四代目である034「韓椅墓誌」（重熙六年〔1037年〕）にまで受け継がれている。この墓誌には、「魏之畢萬，早稱必復。魯之僖伯，終謂有後……爲周方邵，作舜皋夔……慕義廣開於栗陸，含靈雅唱於葛天……考詩書而謀帥，無右郤穀。委車騎而命將，率先竇憲……子僑不託於攻蒲，羊祜無猜於嘗藥」とあり、伝説時代の皋陶・夔・栗陸・葛天、西周の方叔・召虎、春秋の畢萬・僖伯・郤穀・王子喬、後漢の竇憲、西晋の羊祜と、極めて多様な時代の人物が引用されている。

したがって、二代目の韓匡嗣をはじめとする四代目以前の韓氏一族の墓誌は、典故の使用状況から見ても、漢人墓誌として扱う方が適切であると考えられる。これは、一族内にはなお多くの漢人が存在し、墓誌を作成する際に、彼らの認識に合わせる必要があったためであろう。しかし、五代目になると、契丹文で書かれた「耶律高十墓誌」が作成され³³⁾、さらにこの時期には韓氏一族の多くが「耶律」姓へと改めた。これらの点を踏まえると、この世代の墓誌の書写は契丹人によるものとみなすことができる。第一章における韓氏一族の漢人墓誌と契丹人墓誌の区分についても、この基準を採用した。

このように、漢人墓誌における典故の使用は、単なる個別的な記録ではなく、長期的な文体慣行と価値観を背景に構築されたものであり、当時の文化的基盤を象徴する一端である。典故使用の維持は、当時の価値観や歴史認識の普遍性を象徴するだけでなく、契丹人墓誌における中華知識の受容過程にも影響を与えたと考えられる。次章では、本章における漢人墓誌の特徴のまとめに基づき、契丹人の漢文墓誌との比較を行い、典故がどのように使用されたかを具体的に検討することで、契丹人による中華知識受容の過程で生じた変化を明らかにする。

三、契丹王朝の前期・中期契丹人墓誌の典故使用と比較

1、契丹人の貴族における中華知識の教育

契丹王朝の教育に関しては、すでに先行研究によって基本的な史実の整理が行われており³⁴⁾、本稿では改めて詳述することはしない。しかしながら、契丹人墓誌の特性を理解する上で、特に注目すべき点が二つ存在する。第一に、契丹人墓誌の墓主は、多くの場合、契丹人の貴族や高級官僚であり、彼らの中華知識の受容は朝廷の政策と密接に関連している点である。特に、中期以降の聖宗皇帝は、契丹人の漢文化教育を重視していたことが記録から明らかである。

『遼史』聖宗本紀には、聖宗は幼い頃から書物を好み、十歳にして詩を詠むことができたことと記されている³⁵⁾。また、『遼史』馬得臣列伝には、聖宗の即位後、皇太后が称制していた時期に、馬得臣が侍読学士を兼任し、聖宗に唐の高祖・太宗・玄宗の三代の事績の中から手本とすべき事例を献上したことが記されている³⁶⁾。これらの記述から、契丹王朝の聖宗皇帝自身が中華の知識を積極的に学んでいたことがわかる。

さらに、1008年に契丹王朝に派遣された路振は、道中の見聞を記録している。この記述によれば、中華の典籍を学ぶことは、契丹人と漢人の官僚とその子弟にとって必修科目であった³⁷⁾。契丹王朝が中華文化を体系的に導入していたことは、当時の教育制度において中華知識が必須科目として扱われていた点からも裏付けられる。契丹王朝の優れた人材は、宋朝の文化や教化についても、大体的内容は知っていたことがわかる。

第二に、契丹人墓誌自体が、当時の文化状況を記録している点も重要である。例えば、002「耶律羽之墓誌」（會同四年〔941年〕）には、「儒釋莊老之文，盡窮旨趣」とあり、儒・仏・道の文献を深く探求したことが記されている。また、024「耶律元寧墓誌」（統和二十六年〔1008年〕）には、「尤通諸部之言，頗得小經之義。或罷宴樂，即專吟詠。詩書作將，自多郤穀之名。金石爲臣，誰尚王常之操」とあり、春秋の郤穀や後漢の王常の典故を借りて、墓主の才能と品格を称賛していることがわかる。墓誌における中華文化への深い理解の記述は、墓主の人物像を特筆する上で重要な役割を果たしている。これは、契丹王朝の社会における中華知識の獲得が特異な事象であったにもかかわらず、その習得が高く評価された事実を裏付けている。

このような文化的環境下で、契丹人の中華知識は、教育や朝廷政策を通じて増加し、知識として体系化されていったと言える。そして、前章で述べたように、墓誌において典故を用いて墓主の人物像を描写することは、墓主の家族や友人にとっても受け入れ可能なものでなければならなかった。このことから、墓誌に記される典故の使用は、単なる修辭表現ではなく、契丹人の貴族における中華知識の受容と共有を反映していると言える。

2、前期契丹人漢文墓誌の典故使用

澶淵の盟以前の前期契丹人の漢文墓誌は、現存する数が少なく、その内容も後期と比較すると多様性に欠けている。典故の使用に関しては、歴史的な広がりや内容の深みが限られており、これは契丹人が中華知識を受容し始めた初期段階の状況を反映していると考えられる。

まず、具体的な事例を見ていこう。002「耶律羽之墓誌」（會同四年〔941年〕）には、「德比樊姬」とあり、春秋時代の楚莊王の夫人である樊姬が典故として用いられている。この典故は、女性的美徳や模範的な性格を暗示するために用いられていると考えられる。また、017「韓匡嗣妻蕭氏墓誌」（統和十一年〔993年〕）には、「豈比楊公令族乘朱輪者十人，金氏名家珥貂蟬者七葉者歟」とあり、前漢の楊惲や金日磾が引用され、いずれも漢代の著名な官僚として知られる人物である。このように、典故の対象は先秦から漢代の人物に限られており、典故の量自体も非常に少ないことがわかる。一方で、018「耶律隆緒妃蕭氏墓誌」（統和十一年〔993年〕）には、「嬀汭嬪虞，重華之道允塞」とあり、五帝の一人である舜（重華）が引用されている。舜の典故は、契丹人の皇族である聖宗の妃の墓誌に用いられており、契丹人の皇族が伝説時代の君主に対する認識を持っていたことを示唆している。しかし、この時期において、他の契丹人の貴族の墓誌には同様の伝説時代の典故が引用されていない。

また、漢人の墓誌に頻繁に見られる孔子やその弟子に関する典故は、この時期の契丹人墓誌にはほとんど登場しない。これは、当時の契丹人社会において儒家思想がまだ十分に浸透していなかったことを反映していると考えられる。同時に、系譜記述の場面で典故を使用している例も見られない。さらに、前期の契丹人墓誌はその地理的分布においても特徴が見られる。これらの墓誌のほとんどが内モンゴル、すなわち上京臨潢府や中京大定府周辺で発見されており、その地域性が際立っている。このような分布傾向は、当時の契丹人墓誌が主に国都周辺に埋葬された一部の高級官僚層に限られていたことと関係していると考えられる。一方、同時期の漢人墓誌はより広範囲に分布しており、地理的にも分散的な傾向を示している。

肝要なのは、上述の相違点は、すべて前述の同時期における漢人墓誌の典故使用との比較によって導き出されたということである。これらの違いは、契丹人墓誌の書き手が墓主やその家族の知識水準を考慮しながら記述を行っていたことを示唆している。同時に、これは契丹人が中華知識を受容する過程において、その知識がまだ限定的であったことをも意味する。この限定的な状況は、契丹王朝の社会が中華文化を受容し始めた初期段階における特徴であり、中期以降、特に興宗朝になると典故の使用は種類・頻度ともに変化していく。次節ではこの受容過程が中期以降にどのように展開したかについてさらに詳しく論じていく。

3、中期契丹人漢文墓誌の典故使用

澶淵の盟以降の中期契丹人の漢文墓誌は、前期と比較して典故の使用が明らかに増加し、その多様性において徐々に変化している。本節では、具体的な史料を通じて、中期契丹人漢文墓誌の典故使用の特徴とその意義について検討する。

中期の契丹人墓誌では、用いられる典故の時代的範囲が大幅に拡大しており、その内容もより豊富になっている。025「蕭氏夫人墓誌」（統和二十七年〔1009年〕）には、「嵇叔夜之孤松，才應莫匹。山巨源之璞玉，器熟能名……賢逾孟母，美類齊姜」とあり、三国時代の嵇康や山濤、戦国時代の

孟母や春秋時代の晋文公の夫人である齊姜など、多様な時代と分野にわたる人物が引用されている。三国や両晋の典故が契丹人墓誌に現れるようになったのは、この時期以降の特徴であり、前期には見られなかった変化である。また、契丹人女性の墓誌に多くの典故が見られる背景には、夫が漢人であることが大きく影響していると考えられる³⁸⁾。墓誌の記述において、漢人の家族が関わっていることを考慮する必要がある。ただし、前に引用した夫が漢人の017「韓匡嗣妻蕭氏墓誌」(統和十一年〔993年])と比較すると、典故の用いられ方は格段に豊富になっている。このことは、中華知識がこの時期に契丹人の貴族の間で深く浸透した証左と言えるであろう。

特に、029「耶律道清墓誌」(太平三年〔1023年])では、「始懷葛亮之謀，待興頭角。俄染晉侯之病，先在膏肓」とあり、三国の諸葛亮や春秋の晋景公の典故が引用されている。同様に、027「耶律元寧墓誌」(開泰四年〔1015年])では、「出群德行，則顔閔之匹。與衆交友，亦伊班之儔」とあり、孔子の弟子である顔回や閔子騫、後漢の学者である尹敏や班彪が引用されており、この時期の契丹人墓誌にも、漢人墓誌で頻繁に見られる人物が登場し始めている。しかし、典故に用いられる人物の数は増加しているものの、その多層性は漢人墓誌と比較して依然として低く、主要な対象は君主および重臣に限定される傾向が認められる。

さらに、典故の使用における歴史的時間の射程についても触れておきたい。033「聖宗皇帝哀冊」(太平十一年〔1031年])には、「遠則有虞大舜，近則唐室文皇」と記されており、舜や唐の太宗(李世民)といった伝説時代および唐代の象徴的な君主が引用されている。この表現は、聖王と称えられる舜や唐の太宗を引き合いに出すことで、当時の統治者の理想像や文化的価値観を反映していると考えられる。一方、039「蕭德順墓誌」(重熙十四年〔1045年])においても、「在炎漢則何居丞相，歷巨唐則瑀拜中書，沿及我朝，益昭乃望」とあり、前漢の宰相である蕭何や唐代の蕭瑀が登場している。これは系譜記述の場面において典故が使用されている例であり、家系の高貴さや政治的な才能を強調し、契丹人の歴史を中華世界の歴史と結びつける手法として機能している。

この時期の契丹人墓誌において注目すべきもう一つの変化は、伝説時代の典故が増加している点である。025「蕭氏夫人墓誌」(統和二十七年〔1009年])では、「虞舜八元，高慚勝概。宗周十乱，遠愧清風」とあり、舜の八元や周の十乱が引用されている。また、036「蕭紹宗妻耶律燕哥墓誌」(重熙七年〔1038年])には、「娥英降於湘渚」とあり、舜の妃である娥皇と女英が登場する。このような伝説時代の典故の頻繁な使用は、当該時期の歴史はもとより、広く中華の知識に対する契丹人の貴族の認識と受容が一定の程度まで進んでいたことを示唆するとともに、その知識を積極的に活用するための基盤をも築いていたといえる。

そして、中期契丹人墓誌の出土地は、前期と比べて大幅に広がり、河北や遼寧などの地域でも多く出土している。これは、墓誌を書く風習が内モンゴルの契丹王朝の中心地から周辺地域に広まったことを示している。また、この時期の墓誌は、皇族だけでなく、契丹人の貴族全体において中華知識の受容が進んだことを反映している。

ここで簡単に触れておくと、本稿で分析対象としている典故には仏教に関連する内容は含まれていない。しかし、漢文墓誌における仏教要素の変化もまた、墓誌書写の文化的状況を考察する上で重要な傍証となる。漢人墓誌では景宗朝から興宗朝にかけて、仏教に関する記述が見られる。例えば、007「劉承嗣墓誌」(保寧二年〔970年])には、「因緣私門，崇重釋教。創紺園之殊勝，獨靈府之規謀」と記され、墓主が仏教を重んじたことが示されている。また、041「王澤墓誌」(重熙二十二

年〔1053年〕には、「父公素重佛乘」とあり、墓主が仏教の教えを深く尊崇していたことが記されている。これらの例は、漢人墓誌における仏教要素の存在とその重要性を示している。一方で、契丹人の墓誌においては、前期の002「耶律羽之墓誌」（會同四年〔941年〕）の「留心佛法」を除き、仏教要素はほとんど記録されていない。聖宗朝においてわずかに仏教的要素が見られ、興宗朝になるとその出現頻度が増加する。例えば、035「耶律元妻蕭氏墓誌」（重熙七年〔1038年〕）には、「内崇三寶，覺彼岸以難登」とあり、040「秦國太妃耶律氏墓誌」（重熙十四年〔1045年〕）には、「奉香花以供佛」とある。このような変化は、当時の契丹王朝の社会における仏教興隆の状況と一致しており、墓誌がその文化的背景の変化を反映していることを示している³⁹⁾。

結論として、前期の契丹人墓誌では、契丹人が有していた中華知識はまだ限られており、用いられる典故の種類も多くはなかった。しかし、中期に入ると、契丹人の中華知識の増加とともに、墓誌において豊富な典故が用いられるようになった。本稿は漢文墓誌に限定した考察ではあるが、漢文墓誌における典故の変化は、澶淵の盟以降の安定した発展期に契丹王朝が中華文化との接触を深め、その知識を積極的に吸収した結果と考えられる。

さらに、契丹人墓誌における中華知識の受容過程をより明確にするためには、契丹文墓誌の分析も不可欠である。前述の通り、大竹昌巳は後期の契丹文墓誌における典故の整理を行い、その中には顔回・樊姫・堯舜といった中華世界の重要な人物や故事が含まれていることを指摘している⁴⁰⁾。興味深いのは、これらの典故が契丹人の漢文墓誌において既に確認されている点である。例えば、顔回は孔子の弟子として儒家文化の象徴とされ、樊姫は春秋時代の楚荘王の夫人として高い徳を備えた人物と評価される。また、堯舜は伝説時代の聖王として、理想的な統治者像を示している。このように、契丹人の漢文墓誌と契丹文墓誌の両方に共通する典故が存在することは、契丹王朝の社会において中華知識が漢文を通じて受容され、契丹文の文化表現にも影響を与えたことを示唆している。特に、後期の契丹文墓誌に中華典故が現れることは、契丹人が中華知識を主体的に取り入れ、それを自らの言語体系に再構築する文化的成熟を示していると考えられる。これは単なる模倣にとどまらず、契丹王朝の独自の文化的表現の形成とも言える。

しかし、契丹文墓誌の研究は現時点でもなお発展途上にあり、文意の解釈には未だ多くの不明点が残されている。今後、契丹文墓誌の研究が進展すれば、契丹人がどのように中華知識を受容し、それを自文化と統合していったのかについて、より深い理解が得られるであろう。特に、契丹文墓誌と漢文墓誌の比較を通じて、契丹王朝の社会における多言語・多文化的状況の具体像がさらに浮かび上がることが期待される。

おわりに

本稿では、契丹王朝の漢文墓誌における典故の使用状況を整理し、上述の比較を通じて、契丹王朝が中華知識をいかに受容し、それを自らの文化体系に統合していったのか、その歴史的過程を明らかにした。

まず、漢人墓誌については、契丹人の支配下において、葬送風習の一部に契丹化、すなわち漢人が契丹人の器物を使用したり、契丹人の風習を採用したりする傾向が見られるものの⁴¹⁾、墓誌の書法や典故の選択においては、依然として伝統的な中華風習を維持し、中華世界の典故を用い続けて

いることが確認された。これにより、漢人が自らの文化的アイデンティティを堅持し続けた姿が浮かび上がる。一方、契丹人墓誌は、五代時期に中華世界との交流が深まったことを契機に、墓誌という風習の受容が本格化した。その初期段階においては、契丹人の典故使用は地域や個人に限定され、範囲も限られたものであった。しかし、澶淵の盟以降、特に聖宗朝から興宗朝にかけて中華知識が契丹人の貴族の間で急速に蓄積され、墓誌における典故使用は種類と頻度ともに飛躍的に増加した。その水準は次第に漢人墓誌に匹敵するものとなり、契丹王朝が中華文化との関係性を深めていく姿が明確に示された。

また、本稿で分析した典故の場面は、系譜記述・事跡描写・人物関連の三つに大別される。これらの典故は、契丹人が家系の高貴さを系譜で強調するだけでなく、事跡や人物の描写において個人の功績や品格を中華文化の象徴を通じて表現する手段として用いられた。このことから、契丹人は単なる中華知識の受け手にとどまらず、それを解釈・活用し、自らの文化的価値を中華的秩序の中で再構築していったといえる。この上で、契丹王朝が中華文化を単なる模倣の対象とせず、政治的・文化的資源として積極的に活用した姿勢が、正統性を中華世界の歴史と結びつける思想的枠組みを構築する契機となった。武田和哉が指摘するように、「自己を中華的秩序の中で位置づけることを希求する契丹人支配者階層の内在的論理」がそこには見出される⁴²⁾。また、苗潤博が示唆する「興宗朝から始まる正統化」の潮流とも一致しており⁴³⁾、契丹人墓誌に典故が増加した背景には、契丹人の貴族が中華文化を政治的・文化的資源として積極的に取り入れた姿勢があると考えられる。この時期の契丹人墓誌の典故状況が漢人墓誌とほぼ同等になったことは、単なる偶然ではない。それは契丹王朝の正統化と中華知識の受容が密接に関わっている可能性を示唆している。今後の研究において、この関係性についての更なる掘り下げが期待される。

さらに、契丹王朝の文化的特質は静態的なものではなく、時代の流れとともに動態的に変容していった点にも注目する必要がある。草原文化の伝統を背景に持つ契丹王朝は、ユーラシア東方⁴⁴⁾の多極共存時代において、草原文化と中華文化を融合しつつ、他の文化圏との交流を通じて独自の文化的地位を築いた。中華知識を積極的に吸収しつつも、独自の文化的アイデンティティを保持し、契丹王朝が中華文化と草原文化の双方を結びつけたことは、ユーラシア東方の文化交流史において特筆すべき成果である。その過程で形成された知識体系は、ユーラシア東方における文化交流を支える重要な要素となり、契丹王朝が果たした歴史的役割と地位を改めて浮き彫りにするものである。

しかし、現段階における墓誌研究には依然として多くの限界が存在する。現存する契丹人墓誌の数量には限りがあり、特に地域的・時期的な偏りが考えられるため、現在の知見はまだ全体像を示すには不十分である。加えて、墓誌のみならず、それを収めた墓葬の構造・副葬品・葬送儀礼といった物質文化的側面にも目を向けることで、契丹社会における中華文化および仏教文化の受容のあり方を立体的に把握する道が開かれるであろう。例えば、町田吉隆の論文において、出土陶磁の分析を通じて、契丹人が漢人の陶磁嗜好を受容していった過程を指摘しており、これは副葬品を通じた文化影響の一例である⁴⁵⁾。こうした視点を取り入れることで、契丹人による中華知識の受容を、テキストと物質の両面から照射する研究へと展開していく可能性がある。今後の研究では、さらなる墓誌の出土や契丹文資料の解読の進展、また関連考古資料の蓄積を通じて、契丹王朝における中華知識の受容過程や文化的統合の実態が、より包括的に解明されることが期待される。

注

- 1) 張國慶「史學視域下的遼人墓誌之用典」(遼寧省博物館、遼寧省遼金契丹女真史研究會『遼金歷史與考古(第11輯)』科學出版社、二〇二〇年)
- 2) 蔡美彪「試說遼耶律氏蕭氏之由來」(『歷史研究』五、一九九三年)、都興智「遼代契丹人姓氏及其相關問題考探」(『社會科學輯刊』五、二〇〇〇年)、武田和哉「蕭孝恭墓誌よりみた契丹国(遼朝)の姓と婚姻」(『内陸アジア史研究』二〇、二〇〇五年)、趙永春「遼代契丹人姓氏及其相關問題考探」(『西南大學學報(社會科學版)』三十八(六)、二〇一二年)などを参照。
- 3) 本稿における「典故」とは、中華世界の儒教經典・史書・文学作品などに由来する代表的な故事・成句等を指す。仏教經典および関連内容は、契丹にとどまらず広くアジアにわたって流通・受容されており、本稿で扱う「中華知識」とは性質を異にするため、原則として分析対象外とした。なお、第三章では、墓誌に見られる仏教的要素に簡単に触れる箇所がある。
- 4) 本稿で使用する「中華世界」とは、中原地域を中心に成立した王朝とその創造した農耕文明を指しており、契丹王朝のように中央アジアで誕生し、草原文化を基盤とする文明とは区別している。先行研究において、「中華」はしばしば「中国」と呼ばれることもある。
- 5) 本稿における契丹王朝の「前中期」とは、太宗から興宗に至る時期を特に指すものである。この区分は、第一章第一節における統計データおよび契丹王朝墓誌の出土状況に基づいて設定されたものである。各墓誌の詳細については、本稿末尾の附録にまとめた。引用の際には、表中の整理番号を付記し、年代等の情報と併せて参照されたい。
- 6) 武田和哉「契丹国(遼朝)の成立と中華文化圏の拡大」(菊池俊彦編『北東アジアの歴史と文化』北海道大学出版会、二〇一〇年)
- 7) 馮家昇『遼史證誤三種』(中華書局、一九五九年)、『遼史』(中華書局、二〇一六年)の前言、苗潤博『《遼史》探源』(中華書局、二〇二〇年)などを参照。
- 8) 愛新覺羅烏拉熙春『契丹文墓誌より見た遼史』(松香堂書店、二〇〇六年)
- 9) 大竹昌巳「契丹小字文献所引の漢人典故」(『KOTONOHA』一六〇、二〇一六年)
- 10) 向南『遼代石刻文編』(河北教育出版社、一九九五年)、王品辰等『遼寧碑志』(遼寧人民出版社、二〇〇二年)、蓋之庸『内蒙古遼代石刻文研究』(内蒙古大學出版社、二〇〇七年)、劉鳳翥等『遼上京地區出土的遼代碑刻彙』(社會科學文獻出版社、二〇〇九年)、向南等『遼代石刻文續編』(遼寧人民出版社、二〇一〇年)、齊作聲『遼代墓誌疏證』(瀋陽出版社、二〇一〇年)、周阿根『遼代墓誌校注』(天津古籍出版社、二〇二二年)などを参照。
- 11) 榮新江「安史之亂後粟特胡人的動向」(榮新江『中古中國與粟特文明』生活・讀書・新知三聯書店、二〇一四年)
- 12) 鄧小南「走出五代——10世紀中原王朝統治人群群的轉變」(鄧小南『祖宗之法：北宋前期政治述略』生活・讀書・新知三聯書店、二〇一四年。初版二〇〇六年)
- 13) 田村實造の言葉からの引用。田村實造「遼朝の文化建設」(『中国征服王朝の研究』第三卷、同朋舎、一九八五年)を参照。
- 14) 林鶴『南望：遼前期政治史』(生活・讀書・新知三聯書店、二〇一八年)などを参照。
- 15) 古松崇志『ユーラシア東方の多極共存時代』(名古屋大学出版会、二〇二四年)
- 16) 宋德金「遼朝正統觀念的形成與發展」(『傳統文化與現代化』一、一九九六年)、郭康松「遼朝夷夏觀的演變」(『中國史研究』二、二〇〇一年)などを参照。
- 17) 劉靜貞「文物・テキスト・コンテキスト—五代北宋期における墓誌資料の性質とその捉え方—」(『大阪市立大学東洋史論叢』別冊特集號「文獻資料學の新たな可能性」、二〇〇六年)を参照。
- 18) 仝相卿『北宋墓誌碑銘撰寫研究』(中國社會科學出版社、二〇一九年)などを参照。
- 19) 大竹昌巳「契丹小字文献所引の漢人典故」(同注9)
- 20) 張國慶「史學視域下的遼人墓誌之用典」(同注1)
- 21) 姚從吾「契丹漢化的分析」(『姚從吾先生全集』第五卷、中正書局、一九八一年)
- 22) 田村實造「遼朝の文化建設」(同注13)
- 23) この地域名称については、一般には「燕雲十六州」と称されることが多いが、その呼称の妥当性については早くから議論があり、「燕雲」は宋代に用いられた語であり、五代時代に割譲された地域を指すには適切でないとする見解もある。例えば、王育伊「石晋割賂契丹地与『宋志』燕雲兩路範圍不間辨」(『禹貢』九、一九三五年)、侯仁之「燕雲十六州考」(『禹貢』三・四期、一九三六年)などにおいて、この点が論じられている。このように術語には議論の余地があるため、本稿では「幽雲十六州」の呼称を使用する。
- 24) 田村實造「遼朝の文化建設」(同注13)

- 25) 042 楊佺「張儉墓誌」(重熙二十二年〔1053年〕):
自良爲漢丞相, 華爲晉司空……孔父庭訓, 始聞詩而聞禮。陳君世德, 竟慚卿而慚長……和嶠之松有節, 鬱爲棟樑材。顧雍之玉無瑕, 良作禮樂器……陶侃之督八州, 詎開龜洛。蘇秦之懸六印, 不綰麟符。
- 26) 040 楊佺「秦國太妃耶律氏墓誌」(重熙十四年〔1045年〕):
道協堯英, 趣媯庭而釐降。德侔周姒, 續京室以思齊……法禹勤而聽政, 本堯治以先親。
- 27) 吉本道雅「遼史世表疏證」(『京都大學文學部研究紀要』五十、二〇一一年)、苗潤博『重構契丹早期史』(北京大學出版社、二〇二四年)などを参照。
- 28) 張國慶「史學視域下的遼人墓誌之用典」(同注1)
- 29) 003「尚洪遷墓誌」(後漢乾祐二年〔949年〕):
時屬北塞飛塵, 中原多事, 烏獐肆毒, 羣匈遽陷於神州。鑿難難停, 六轡縈縻於鬼磧。
- 30) 韓匡嗣の墓誌に涉及している韓氏一族は、契丹王朝における漢人家族の中でも特異な存在である。そのため、墓誌における典故の使用に関しても独自の特徴を持つ。本章の末尾において、韓氏一族の墓誌に見られる典故使用の詳細について詳しく論じた。
- 31) このような個性を欠いた墓誌の文体は、同時期の五代の状況と一致しており、成型された葬儀サービス業との関連性も指摘されている。許曼「廣泛應用的墓誌」(伊沛霞等『追懷生命: 中國歷史上的墓誌』上海古籍出版社、二〇二一年)を参照。
- 32) 何振祥・曹建華『大遼韓知古家族』(内蒙古人民出版社、二〇〇二年)、王玉亭「從遼代韓知古家族墓志看韓氏家族契丹化的問題」(『北方文物』一、二〇〇八年)などを参照。
- 33) 劉鳳翥・清格勒「遼代《韓德昌墓誌銘》和《耶律(韓)高十墓誌銘》考釋」(『國學研究』十五、二〇〇五年)を参照。
- 34) 顧宏義「遼代儒學傳播與教育的發展」(『華東師範大學學報(教育科學版)』三、一九九八年)、黃鳳岐・燕煦「遼朝的教育與科舉」(『遼金歷史與考古』五、二〇一四年)などを参照。
- 35) 『遼史』卷十、本紀第十、聖宗一:
帝幼喜書翰, 十歲能詩。
- 36) 『遼史』卷八十、列伝第十、馬得臣:
聖宗即位, 皇太后稱制, 兼侍讀學士。上閱唐高祖、太宗、玄宗三紀, 得臣乃録其行事可法者進之。
- 37) 路振『乘輅録』:
藩〔蕃〕漢官子孫有秀茂者, 必令學中國書篆, 習讀經史。自與朝遷通好已來, 歲選人材尤異, 聰敏知文史者, 以備南使。故中朝聲教, 皆略知梗概。
- 38) 熊鳴琴「遼耶律氏は“陳”姓後裔? ——《大契丹國夫人蕭氏墓誌》新釋」(『文獻』五、二〇一三年)を参照。
- 39) 賴永海『中國佛教通史』第十卷(江蘇人民出版社、二〇一〇年)、張國慶『佛教文化與遼代社會』(遼寧民族出版社、二〇一一年)などを参照。
- 40) 大竹昌巳「契丹小字文献所引の漢人典故」(同注9)
- 41) 馮恩學「遼墓反映的契丹人漢化與漢人契丹化」(『吉林大學社會科學學報』五十一(三)、二〇一一年)、劉波「普林斯頓大學博物館藏遼代棺板畫研究——兼論遼代墓葬藝術中的“華夷之辨”論」(『藝術與民俗』三、二〇二一年)などを参照。
- 42) 武田和哉「契丹国(遼朝)の成立と中華文化圏の拡大」(同注6)
- 43) 苗潤博『重構契丹早期史』(同注27)
- 44) 古松崇志『ユーラシア東方の多極共存時代』(同注15)の序章:
「ユーラシア東方」は、中央ユーラシア史のアプローチと中国史(あるいは東アジア史)のアプローチとを、どちらかを中心とみなすことなく統合しようと試みる歴史地域枠組だということである。
- 45) 町田吉隆「遼墓出土契丹陶磁に見られる契丹国(遼朝)社会の階層性について」(『大谷大学真宗総合研究所研究紀要』三十一、二〇一四年)

(本学大学院博士後期課程)

附録：論文引用墓誌の情報一覧（時間順）

整理 番号	墓誌名	墓誌原題	撰者	埋葬年		性別	没年齢	埋葬地	採録文献
001	李茂貞墓誌	大唐秦王諡曰忠敬墓誌銘并序	薛光序	同光三年	925	男	69	陝西	《五代李茂貞夫婦墓》
002	耶律羽之墓誌	大契丹國東京太傅相公墓誌銘并序	邢明遠	會同四年	941	男	52	内蒙古	《内蒙古遼代石刻文研究》
003	尚洪遷墓誌	■佐聖同德功臣寧江軍節度夔忠萬施等州觀察處置兼雲安樞鹽制置等使■步軍都指揮使光祿大夫檢校太傅使持節都督夔州諸軍事夔州刺史兼御史大夫■國河内郡開國公食邑三千戶食實封五百戶贈太尉尚公墓誌銘并序		乾祐二年	949	男	63	山西	《晉陽古刻選・隋唐五代墓誌》
004	李彝謹墓誌	故推誠翊戴功臣金紫光祿大夫檢校太保使持節綏州諸軍事綏州刺史兼御史大夫上柱國李公墓誌銘并序	郭峭	廣順二年	952	男	56	内蒙古	《中國藏西夏文獻》第十八冊
005	趙德鈞妻种氏墓誌	遼故盧龍軍節度使太師中書令北平王贈齊王天水趙公夫人故魏國太夫人贈秦國夫人种氏合祔墓誌銘并序	劉京	應曆八年	958	女	74	北京	《遼代石刻文編》
006	王仲福墓誌	故蓋造軍繩墨都知兼采斫務使太原王府君墓誌銘并序		應曆十七年	967	男	60	北京	《新中國出土墓誌・北京壹》
007	劉承嗣墓誌	大契丹國故左驍衛將軍金紫崇祿大夫檢校太保兼御史大夫上柱國彭城劉公墓誌銘并序	馮玘	保寧二年	970	男	59	遼寧	《遼代石刻文編》
008	耿崇美墓誌	大契丹故武定軍節度使檢校太師贈同政事門下平章事耿公墓誌銘并序	王曉	保寧二年	970	男	56	遼寧	《遼寧省博物館館刊》二〇〇六年
009	王守謙墓誌	大遼故朝散大夫□□□□□□賜紫金魚袋瑯琊王府君墓誌銘并序		保寧八年	976	男		北京	《新中國出土墓誌・北京壹》
010	王裕墓誌	大遼故崇義軍節度使管内觀察處置等使崇祿大夫檢校太保使持節宜州諸軍事行宜州刺史兼御史大夫上柱國瑯琊郡開國侯食邑五百戶王公墓誌銘并序	董晟	乾亨三年	981	男		遼寧	《遼代石刻文編》
011	劉繼文墓誌	彭城郡王劉公墓誌銘并序	文秀	乾亨三年	981	男	32	遼寧	《遼代石刻文編》
012	許從贊暨妻康氏墓誌	大契丹國故大同軍節度管内觀察處置等使特進檢校太保右領軍衛上將軍兼御史大夫上柱國高陽縣開國男食邑三百戶贈太傅許公洎夫人康氏墓誌銘并序		乾亨四年	982	合	男 57 女 65	山西	《考古》二〇〇五年第八期
013	韓德昌墓誌	故盧龍軍節院使金紫崇祿大夫檢校司空兼御史大夫上柱國韓公墓誌銘并序	李玄	統和三年	985	男	29	内蒙古	《内蒙古遼代石刻文研究》

整理 番号	墓誌名	墓誌原題	撰者	埋葬年		性別	没年齢	埋葬地	採録文献
014	韓匡嗣墓誌	故推誠奉上宣力匡運協贊功臣西南面招討使晉昌軍節度使開府儀同三司檢校太師兼政事令尚父京兆尹上柱國秦王食邑一萬戶贈尚書令昌黎韓公墓誌銘	馬得臣	統和三年	985	男	66	内蒙古	《内蒙古遼代石刻文研究》
015	王瓚墓誌	積慶宮漢兒副部署金紫崇祿大夫檢校尚書右僕射兼御史大夫上柱國瑯琊王公墓誌銘并序	董晟	統和三年	985	男		遼寧	《遼代石刻文編》
016	石延煦墓誌	大契丹國武威石公墓誌銘并序	文秀	統和五年	987	男		遼寧	《文物》二〇〇四年第十一期
017	韓匡嗣妻蕭氏墓誌	故推誠奉上宣力匡通協贊功臣西南面招討使晉昌軍節度使開府儀同三司檢校太師兼政事令尚父京兆尹上柱國秦王食邑一萬戶贈尚書令昌黎韓公嫡夫人故秦國太夫人蘭陵蕭氏墓誌銘并序	邢抱朴	統和十一年	993	女	77	内蒙古	《内蒙古遼代石刻文研究》
018	耶律隆緒妃蕭氏墓誌	大契丹故貴妃蘭陵蕭氏玄堂誌銘并序	張幹	統和十一年	993	女	24	内蒙古	《考古》二〇一六年第十期
019	韓德威墓誌	故推誠忠亮竭節功臣西南面五押招討大將軍開府儀同三司檢校太師同政事門下平章事上柱國昌黎郡開國公食邑五千戶食實封伍伯戶韓公墓誌銘并序	鄭從範	統和十五年	997	男	55	内蒙古	《内蒙古遼代石刻文研究》
020	高嵩墓誌	大契丹國故永興宮漢兒都部署崇祿大夫檢校太保兼御史大夫上柱國高公墓誌銘并序	賈瑜	統和十八年	1000	男	60	遼寧	《遼寧省博物館館刊》二〇一一年
021	劉鑄墓誌	故綾錦使銀青崇祿大夫檢校工部尚書兼御史大夫上柱國彭城劉府君墓誌銘并序		統和十八年	1000	男	50	北京	《西夏研究》二〇一八年第一期
022	王悅墓誌	前寧遠軍節度副使銀青崇祿大夫檢校太子賓客兼監察御史武騎尉太原公墓誌銘并序	志詮	統和二十三年	1005	男	53	遼寧	《遼代石刻文編》
023	常遵化墓誌	故遼西州刺史銀青崇祿大夫檢校左散騎常侍兼監察御史武騎尉常山郡常公墓誌銘并序		統和二十六年	1008	男	65	遼寧	《遼代石刻文編》
024	耶律元寧墓誌	大契丹國故忠義奉節功臣金紫崇祿大夫檢校太尉東京中臺省左平章事上柱國漆水縣開國子食邑五百戶耶律公墓誌銘并序	楊又玄	統和二十六年	1008	男	70	内蒙古	《内蒙古遼代石刻文研究》
025	蕭氏夫人墓誌	大契丹國夫人蕭氏墓誌		統和二十七年	1009	女	48	内蒙古	《内蒙古遼代石刻文研究》
026	韓佚妻王氏墓誌	大遼故始平軍節度使□□□□□夫人墓誌銘并序	王行己	統和二十九年	1011	女		北京	《遼代石刻文編》
027	耶律元寧墓誌	東京中臺省右相男耶律郎君墓誌銘并序		開泰四年	1015	男	34	内蒙古	《内蒙古遼代石刻文研究》

整理 番号	墓誌名	墓誌原題	撰者	埋葬年		性別	没年齡	埋葬地	採錄文獻
028	韓紹娣墓誌	大契丹國故黔州倉庫都監韓公墓誌銘并序		太平二年	1022	男	71	遼寧	《遼寧碑志》
029	耶律道清墓誌	無		太平三年	1023	男	25	內蒙古	《內蒙古遼代石刻文研究》
030	宋匡世墓誌	故儒林郎前守北安州興化縣令晉國公主中京提轄使宋府君墓誌銘并序	王景運	太平六年	1026	男	48	遼寧	《遼代石刻文編》
031	李紹俞墓誌	故左千牛衛大將軍檢校太保李公墓誌銘并序		太平六年	1026	男		遼寧	《遼金歷史與考古》第五輯
032	耶律遂正墓誌	大契丹國故忠勤守節功臣遼興軍節度平灤營等州觀察處置巡檢屯田勸農等使崇祿大夫檢校太師同政事門下平章事使持節平州諸軍事平州刺史上柱國漆水郡開國侯食邑一千戶食實封壹伯戶耶律公墓誌銘并序		太平七年	1027	男	53	內蒙古	《內蒙古遼代石刻文研究》
033	聖宗皇帝哀冊	文武大孝宣皇帝哀冊文	張儉	太平十一年	1031	男	61	內蒙古	《內蒙古遼代石刻文研究》
034	韓椅墓誌	大契丹國故宣徽南院使歸義軍節度沙州管内觀察處置等使金紫崇祿大夫檢校太尉使持節沙州諸軍事沙州刺史□□□□□□昌黎郡開國侯食邑一千五百戶食實封壹佰伍拾戶韓公墓誌銘并序	李萬	重熙六年	1037	男		遼寧	《遼代石刻文編》
035	耶律元妻蕭氏墓誌	大契丹國故晉國夫人墓誌銘并序	張濟	重熙七年	1038	女	40	遼寧	《遼代石刻文編》
036	蕭紹宗妻耶律燕哥墓誌	故秦國長公主玄堂誌文并序	陳邈	重熙七年	1038	女	48	河北	《文史》二〇一五年第三輯
037	張思忠墓誌	故銀青崇祿大夫檢校司空使持節濟州諸軍事濟州刺史知上京南中使兼御史大夫上柱國清河縣開國伯食邑七百戶張思忠墓誌銘并序	柴德基	重熙八年	1039	男	64	遼寧	《遼代石刻文編》
038	趙爲幹墓誌	銀青崇祿大夫檢校工部尚書使持節沂州諸軍事行沂州刺史兼殿中侍御史飛騎尉天水縣開國男食邑三百戶趙公墓誌銘并序	郝暖	重熙八年	1039	男		遼寧	《遼代石刻文編》
039	蕭德順墓誌	大契丹國故前南宰相義成軍節度滑濮等州觀察處置等使特進檢校太師同中書門下平章事知左夷離畢事使持節滑州諸軍事行滑州刺史上柱國蘭陵郡開國公食邑四千戶食實封肆伯戶蕭公墓誌銘并序	王寔	重熙十四年	1045	男	58	內蒙古	《中國國家博物館館刊》二〇一六年第一期
040	秦國太妃耶律氏墓誌	故晉國王妃故秦國太妃耶律氏墓誌銘并序	楊佖	重熙十四年	1045	女	89	遼寧	《文物》二〇〇五年第一期

整理 番号	墓誌名	墓誌原題	撰者	埋葬年		性別	没年齢	埋葬地	採録文献
041	王澤墓誌	故奉陵軍節度懷州管内觀察處置等使金紫崇祿大夫檢校太尉使持節懷州諸軍事懷州刺史兼御史大夫上柱國瑯琊郡開國侯食邑二千戶食實封貳佰戶王公墓誌銘并序	王綱	重熙二十二年	1053	男	65	北京	《遼代石刻文編》
042	張儉墓誌	故貞亮私靖保義守節耆德功臣洛京留守開府儀同三司守太師尚父兼政事令上柱國陳王食邑二萬五千戶食實封貳仟伍佰戶清河張王墓誌銘并序	楊佖	重熙二十二年	1053	男	91	北京	《遼代石刻文編》